

平成 29 年 12 月 改定

# 賛同会員入会のご案内



公益社団法人 **全国有料老人ホーム協会**



高齢社会の到来に伴い、国民の老後の生活設計と居住環境の整備が急務とされております。今後、高齢者の自助型福祉の浸透、生活構造の多様化などを考え合わせると、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅（高齢者向け住まい）の果たす役割は極めて大きなものがあると考えられます。

全国有料老人ホーム協会は、昭和57年2月に入居者の保護と事業者の健全な発展を図ることを目的に設立され、平成3年には老人福祉法30条に規定された団体となりました。平成25年には、「公益社団法人」となり、高齢者の福祉の増進に一層寄与して参ります。

本協会は、高齢者向け住まい業界の健全な発展と利用者保護を図り、健康で安全な生活が維持できる住環境が提供されることにより、豊かな老後の生活設計に寄与したいと念願しております。

つきましては、本協会の事業にご賛同賜り、賛同会員としてご入会くださいますようお願い申し上げます。

公益社団法人全国有料老人ホーム協会  
理事長 市原俊男

# 会員募集要項

## 1. 入会資格

本協会定款第4条に定める目的及び事業に賛同する法人または個人。

【公益社団法人全国有料老人ホーム協会 定款】

第4条 本協会は、日本全国における有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居者の保護と提供サービスの質の向上を図り、各種高齢者すまい事業を含む事業の健全な発展に努め、もって高齢者の福祉の増進に資することを目的とする。

\* 理事会の承認を経て正式に入会となります。

## 2. 会費

年額 100,000円（入会承認月より1年間）

※年会費は一括でお支払いいただきます。

期間途中で退会されても年会費の払い戻しはいたしません。

## 3. 申込方法

(1) 入会しようとする法人または団体は、所定の「入会申込書」に必要事項を記入の上、以下の必要書類を添付して、入会申込みをしていただきます。

- ① 会社案内
- ② 登記事項証明書（全部謄本）
- ③ その他、本協会が必要とする書類

(2) お申込み後、直近の理事会へ入会承認を付議します。理事会承認日が、入会日となります。

(3) 理事会承認後、請求書をお送りいたしますので、会費をお振込みください。

(4) 会員規程第5条に規定する、会員不適格事由の一に該当する場合は、入会をお断りいたします。（「会員規程」は末尾記載のWEBページからご確認ください）

## 4. 賛同会員の権利

(1) 賛同会員は、総会を傍聴することができます。

また、理事会が特に認めた場合に限り、委員会に委員として参加することができます。

(2) 賛同会員は、本協会が実施する役職員研修への参加、賛同会員以外の法人会員名簿の利用等の便宜を受けることができます。

(3) その他、以下を利用することができます。

- ①（入会時）「有料老人ホームの基礎知識」の進呈
- ②「協会通信」の送付（正会員事業者向け機関誌・毎月発行）
- ③消費者向け情報誌「輝・ニュース」の送付
- ④「輝・ニュース」への広告掲載・資料等の同封（有料）

- ⑤協会発行図書の割引販売（会員価格の適用）
- ⑥有料老人ホームに関する調査研究報告書の送付
- ⑦協会主催の各種イベントへの参加（有料。会員価格の適用）
- ⑧協会ホームページへの賛同会員としての名簿掲載
- ⑨協会ホームページのイベント告知ページへの掲載
- ⑩協会会員名簿の提供

（用途はDMに限定します。別に定める運用基準を順守していただきます。）

- ⑪総会での資料配布・総会後の懇親会への参加
- ⑫その他、各種イベント・地域連絡協議会等への参加協力等  
（商品・サービスの紹介パンフレット等の配布・ブース設置、ポスターの掲示、配布冊子への広告、専門分野の講義の依頼等、イベント毎に検討・ご案内いたします。）

※④、⑨、⑪、⑫については、事前に掲載内容または配布物等を確認させていただき、内容によっては掲載、配布等ができない場合があります。

## 5. 賛同会員の義務

関係諸法令及び定款等を遵守するほか、以下の各号に掲げる事項を遵守していただきます。

- ①本協会が必要に応じて実施する調査等への協力
- ②法令違反等による処分や、事故等が発生した場合の、本協会への報告

## 6. 禁止事項

- （1）賛同会員が提供している商品やサービスを、当協会が推奨していると誤認されるような表示行為
- （2）当協会が提供した正会員名簿を利用しての電話営業
- （3）その他、当協会に無断で、当協会の賛同会員の名を利用して行う営業行為

## 7. 退会

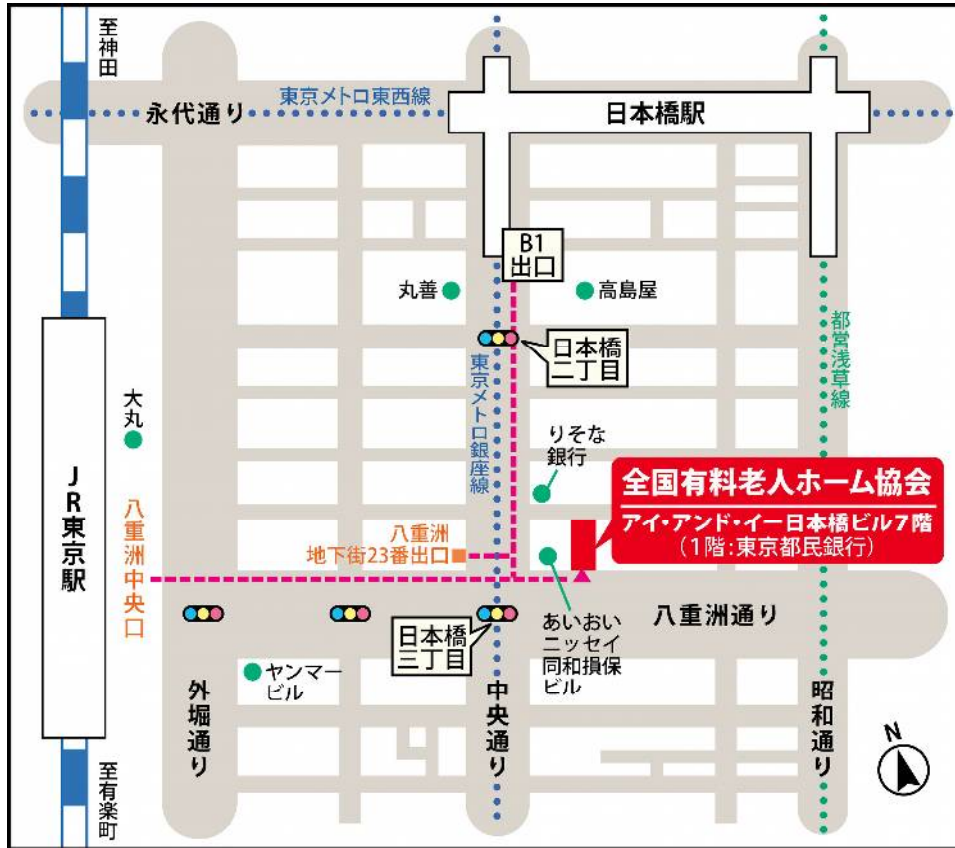
- （1）賛同会員は、所定の退会届を提出することにより、いつでも退会することができます。
- （2）次に該当する会員は、理事会の決議に基づき退会していただく場合があります。
  - ①上記禁止事項に違反した場合
  - ②会費納入期限から3か月を経過しても、会費が支払われない場合
  - ③その他、本協会の定款や諸規程に違反する等、退会勧告すべき正当な理由がある場合

## 8. その他

その他の事項については当協会定款、倫理綱領、会員規程等によります。当協会ホームページでご覧になれます。

☛ <http://www.yurokyo.or.jp>

# 全国有料老人ホーム協会 ご案内図



■JR「東京」駅 八重洲中央口から約420m

■東京メトロ銀座線・東西線・都営地下鉄浅草線「日本橋」駅B1出口から約270m



公益社団法人 全国有料老人ホーム協会

〒103-0027 東京都中央区日本橋 3-5-14 アイ・アンド・イー日本橋ビル7階

電話 03-3272-3781(代表) FAX 03-3548-1078

<http://www.yurokyo.or.jp/>